

## 東大阪市土木部歩道橋ネーミングライツパートナー企業募集要項

### 1. ネーミングライツ導入の目的

東大阪市土木部の管理する歩道橋を自主財源確保の観点から有効活用し、得られた収入を道路の維持管理等に活用することを目的として、歩道橋の愛称名の命名権(ネーミングライツ)について、事業の趣旨に賛同し、契約料を負担いただく企業・団体等(以下「パートナー企業」という)を募集します。

### 2. ネーミングライツの募集対象

別表「対象歩道橋一覧」に記載の歩道橋とします。毎月月初めから月末までの期間に分けて募集します。各月の募集期間終了時点で応募のあった歩道橋は、審査のため翌月の対象歩道橋から除くものとします。対象歩道橋については施設の状況等により予告なく変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

### 3. 応募資格

- ・公共施設のパートナー企業にふさわしい法人、及び当該法人と本市との仲介業務を行うことができる広告代理業を営む法人を応募の対象とします。ただし、広告代理業を営む法人の場合は、ネーミングライツ対象歩道橋ごとに具体的なパートナー企業の提示が必要となります。
- ・東大阪市歩道橋ネーミングライツ実施要領第4条に反する企業等は除きます。
- ・市税に係る徴収金に滞納がないこと、かつ、最近1事業年度の消費税、地方消費税に滞納がないことが必要です。

### 4. 契約料

#### (1) 募集契約料

- ・募集契約料は、年額5万円以上(税含む)とします。

※なお、パートナー企業には契約料とは別に、5. (1)に示す愛称標示等に係る諸経費をご負担いただきますのでご注意ください。

#### (2) 契約料の納付

- ・契約料は、本市が通知する内容に基づき、納付期日までに納付するものとします。
- ・なお、納付方法は、毎年度ごとに、本市の請求に基づき、各年度分を4月30日(土曜、日曜、祝日の場合は、その直前の平日)までに一括して前納することを基本とします。
- ・ただし、契約年度分の納付期限については、本市が請求を行った日から2週間以内を原則とします。

### 5. 契約条件

#### (1) 愛称の変更に伴う愛称標示等にかかる諸経費の負担

- ・契約料とは別に、歩道橋への愛称標示並びに契約期間満了後の当該標示消去に要する経費は、パートナー企業に負担いただきます。

・愛称の設置、撤去については、パートナー企業が道路法(昭和27年法律第180号)第24条の承認を受け、施工していただきます。なお、施工業者は東大阪市屋外広告物条例第34条に基づく登録を受けた業者(第37条の3の規定により、登録を受けたとみなされる業者を含む。)である必要があります。

・令和7年10月1日以降は2年毎に東大阪市屋外広告物条例に基づく許可を受ける必要があります。申請手数料の納付や許可証(シール)の貼付、その他必要な手続きは以下の宛先までお問い合わせください。

東大阪市土木部みどり景観課

TEL:06-4309-3227 e-mail:midorikeikan@city.higashiosaka.lg.jp

## (2) 契約期間

・契約期間は契約日から3年とします。ただし、募集契約料が年額30万円以上(税含む)の場合は、契約期間は契約日から5年とすることができます。なお、契約日については、本契約締結までの間に両者の協議により決定します。また、塗装等の工事を予定している歩道橋については、工事の進捗状況に応じて契約日の調整を行う場合があります。

## 6. 名称に関する制約

### (1) 提案いただく愛称名

- ・正式名称を含むものとします。 <例:「愛称名(企業名等)+高井田西小学校歩道橋」>
- ・愛称名は、企業名及び商品名(企業ロゴやマークの使用、フォント、色、大きさ等を指定した提案が可能)に限ります。また、使用文字は、日本語及び英語アルファベットに限ります。
- ・1文字の大きさは30cm×30cm(縦×横)を標準とし、歩道橋の形状や信号・標識の添架状況等を踏まえて協議により決定します。
- ・地色は歩道橋と同系色若しくは白色又は白色以外の低彩度色とします。
- ・景観形成重点地区内では、高彩度の色彩の使用面積は2分の1以内とします。
- ・企業ロゴやマークについては、当該申込みをしたパートナー企業が権利を有する登録商標であることが前提となります。
- ・契約期間中の愛称を変更することはできません。ただし、愛称変更の必要性について特段の理由がある旨を説明し、本市の同意を得た場合は、この限りではありません。
- ・東大阪市土木部歩道橋ネーミングライツ実施要領第5条を満たす愛称とします。
- ・当該歩道橋等の管理に支障をきたさない愛称とします。なお、土木部の業務上やむを得ない事由が生じた場合、歩道橋に標示している愛称の一時撤去等を行う場合があります。

### 不適切なロゴ等デザイン提案の例

- ・交通標識等と誤認させるようなデザイン(進入禁止マーク、信号の絵、矢印など)
- ・ドライバーの視線を不適切に誘導するもの(既存の標識等の標示と比べて著しく大きく目立ちすぎる、あるいは小さすぎるなど視認性に欠けるものなど)
- ・蛍光、反射性の塗料を用いたもの
- ・一般的に企業名、商品名とも理解され得ず、歩道橋の名称に冠するには不適切なもの(意

味不明の記号や判読できないマークの羅列など)

- ・飲酒運転、危険運転を推奨、連想させるようなもの(酒を連想させる図案、ドクロマーク等)

## (2) 歩道橋への愛称標示

- ・標示位置は歩道橋の桁面とし、標示面積は1面で最大7㎡までとします。また、歩道橋1面に対し、両端に企業名称、真中に正式名称等、企業名称と正式名称が離れているものは認められません。(別添「愛称の標示位置」を参照)
- ・歩道橋の形状や信号・標識の添架状況等により、標示可能な位置が限られる場合があります。
- ・歩道橋の幅からはみ出し、又は突き出しは認められません。
- ・照明等の光源の使用は認められません。
- ・シール式の場合を除き、ボルト等により強固に固定しない施工方法は認められません。

## (3) その他

- ・提案いただいた歩道橋の愛称名標示のデザインの詳細については、本市が交通管理者等と協議したうえ、8. に定める土木部広告審査委員会において決定します。また、必要に応じて、デザインの再提案を求める場合がありますが、提案価格の変更は行いません。

## 7. 名称使用開始時期

- ・契約により両者で協議した使用開始日とします。

## 8. 選定方法・選定基準等

応募があった場合、土木部広告審査委員会にて別に定める審査基準(以下「審査基準」という。)に基づき応募資格・提案内容等の審査(以下「審査」という。)を行い、優先交渉権パートナー企業を決定します。

- ・二者以上から応募があった場合、最高額を応募した企業等を優先順位とし、審査基準に基づき審査を行い、優先交渉権パートナー企業を決定します。また、二番目の額を応募した企業等を次点企業とします。
- ・最高額が同額で応募があった場合は、くじにより優先順位を定め、審査基準に基づき審査を行い、優先交渉権パートナー企業及び次点企業を決定します。なお、同一額に現在契約しているパートナー企業が含まれている場合は、現在契約しているパートナー企業が優先交渉権パートナー企業となります。
- ・なお、必要に応じて審査基準による審査以外に土木部広告審査委員会の審査により、優先交渉権パートナー企業を決定する場合があります。

審査基準に基づく審査及び土木部広告審査委員会の審査並びに7.(3)に示す交通管理者との協議により、最高金額の提示があっても優先交渉権パートナー企業とならない場合があります。その場合は、5.(1)の募集契約料以上で最高金額に次ぐ金額を提示した企業、もしくは、くじにより優先交渉権パートナー企業が決定した場合は次点企業に対して審査を行い、優先交渉権パートナー企業を決定します。

## 9. 選定結果の通知及び公表

- ・選定結果は、募集対象歩道橋ごとの応募者に文書で通知します。また、決定されたネーミングライツパートナー企業については東大阪市の広報媒体を通じて公表します。
- ・なお、応募内容及び選定結果等については、東大阪市情報公開条例の定めるところにより、公開されることがあります。

## 10. 優先交渉権パートナー企業の決定から契約まで

- ①優先交渉権パートナー企業と本市は、契約に向けて協議を行います。なお、優先交渉権パートナー企業決定日の翌日から起算して10日(本市における執務の休日を除く。)以内に協議が整わない場合は、優先交渉権パートナー企業としての資格を失います。
- ②優先交渉権パートナー企業に選定された者に不適切な事由が認められたときは、本市の判断で優先交渉権パートナー企業としての資格を失わせることができます。
- ③優先交渉権パートナー企業がその資格を失った場合には、次点企業の中から上位の順に優先交渉権パートナー企業候補者を選定します。
- ④優先交渉権パートナー企業がその資格を失った場合、本市は一切の賠償責任を負いません。

## 11. 申込方法

以下の書類を併せて、12. の申し込み先までご持参ください。なお、申込者とパートナー企業が異なる場合は、パートナー企業についても③～⑧を提出ください。

- ① 愛称(任意様式で寸法や色、文字の大きさがわかる資料)
  - ② 歩道橋ネーミングライツ申込書(様式1)
  - ③ 誓約書(様式2-1、2-2)
  - ④ 法人登記記載事項全部証明書
  - ⑤ 法人登記記載事項全部証明書に記載されている役員全員の性別、生年月日、住所の一覧
  - ⑥ 印鑑証明書
  - ⑦ 企業概要の資料(様式自由)
  - ⑧ 納税に関する証明書
- ア 市税事務所の発行する全税目の納税証明書(「市税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の納税証明書(発行日から3カ月以内のものに限る))
- イ 税務署の発行する消費税及び地方消費税の納税証明書(発行日から3カ月以内のものに限る) ※応募書類は返却しませんのでご注意ください。

## 12. 申し込み・問い合わせ先

〒577-8521 東大阪市荒本北1丁目1番1号  
東大阪市土木部道路管理室道路管理課  
TEL:06-4309-3219 FAX:06-4309-3836  
メール dorokanri@city.higashiosaka.lg.jp

別表

対象歩道橋一覧

番 号	歩 道 橋 名
1	長瀬北小学校前歩道橋
2	徳庵駅歩道橋
3	上小阪小学校前歩道橋
4	高井田西小学校歩道橋
5	荒本連絡橋
6	楠根東歩道橋